

○ 鹿児島県内水面漁場管理委員会公文書管理規程（案）

鹿児島県公文書管理条例（令和5年鹿児島県条例第4号）第10条第2項の規定に基づく公文書管理規程については、鹿児島県公文書管理規程（令和6年鹿児島県訓令第●号）の例による。

附 則（令和●年●月●日鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第5 - ●号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。